

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長(グリーン投資減税) (国税 33)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	○次の設備の即時償却の適用期限を1年間延長する(平成28年3月末まで)。 ・太陽光発電 ・風力発電
3	担当部局	厚生労働省医政局地域医療計画課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 23 年度 創設 (対象期間は平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)</p> <p>平成 24 年度 一部改正 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備について、即時償却を創設した。 (平成 24 年 5 月 29 日から平成 25 年度 3 月 31 日までの 1 年間)</p> <p>平成 25 年度 拡充・延長 ①太陽光発電設備(10kW 以上)、風力発電設備(1 万 kW 以上)の 7%税額控除(中小企業者)又は即時償却について、コージェネレーション設備を対象に追加する。 ②ハイブリッド建設機械、電気自動車、電気自動車専用急速充電器等の 7%税額控除(中小企業者)又は 30%特別償却について、新たに中小水力発電設備、下水熱利用設備、定置用蓄電設備、LED 照明、高効率空調、高断熱窓を対象設備に追加する。</p> <p>適用期限を、①は平成 27 年 3 月 31 日まで、②については平成 28 年 3 月 31 日までの措置とする。</p> <p>平成 26 年度 縮減 熱電併給型動力発生装置、熱併給型動力発生装置、高効率複合工作機械、ハイブリッド建設機械、高効率電気式誘導加熱炉、断熱強化型工業炉、高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置、ガス冷房装置、高断熱窓設備、氷蓄熱式冷凍機組込型空気調和機、高効率照明設備を対象から削除する。</p>
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに延長
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 グリーン投資減税は、平成22年 6 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭</p>

		<p>素設備や、再生可能エネルギー設備への投資(グリーン投資)を重点的に支援する制度として創設され、平成 23 年 6 月 30 日に施行された。省エネ効果・CO2削減効果の高い設備に対する投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを目的としたものである。</p> <p>震災以降の原子力発電停止による火力発電の増加に伴い、温室効果ガス排出量は 2010 年度から 2 年で約 7%増加している。加えて、原発依存度を可能な限り低減させていく、という政権の方針の下、再生可能エネルギー導入の推進は極めて重要である。本年 4 月 11 日に閣議決定された新たな「エネルギー基本計画」においても、再生可能エネルギーについて、「2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進」と掲げられており、その目標値については、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指す」とされている。再生可能エネルギーの導入を最大限加速するためにも、他の施策と同様に本税制措置が必要。</p> <p>＜太陽光発電＞</p> <p>太陽光は 2012 年 7 月に開始された固定価格買取制度(FIT)により導入が進んだが、今後は①メガソーラー用地減少による中小規模へのシフト、②適地減少による追加費用発生、等を背景に導入ペースが鈍化する可能性もある。このような状況下で、今後も中小企業者等から再エネ全体の牽引役である太陽光発電への積極的投資を促すには、初期費用軽減効果の高い措置が必要である。</p> <p>＜風力発電＞</p> <p>FIT 開始と同時期に大規模風力発電設備が環境アセス法の対象に追加されたこと(環境アセスの手続きには3～4年の期間が必要)、及び地域的に脆弱な送電網の問題等が要因となり、1 万kW 以上の風力の導入実績は年間 25 万kW 程度から 5 万kW 程度に停滞。風力は大規模開発すれば火力並みの発電コスト(10 円/kWh)が可能のため、今後の再エネの主たる担い手として重要であり、即時償却を延長することで、事業者に対し引き続き支援を行う必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>平成 26 年 4 月 11 日に閣議決定された今次エネルギー基本計画では、「再生可能エネルギーについては、2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」こと、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準(※)を更に上回る水準の導入を目指す」ことを明記。</p> <p>※2009 年 8 月に策定した「長期エネルギー需給見通し(再計算)」(2020 年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は 13.5%(1,414 億 kWh))及び 2010 年 6 月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030 年のエネルギー需給の姿」(2030 年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約 2 割(2,140 億 kWh))。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標 I : 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1: 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1-1: 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>

		<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 先般閣議決定されたエネルギー基本計画における、再生可能エネルギーの開発・利用を最大限加速化、を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 将来のエネルギーミックスに関しては、省エネルギーの取組の進展、再生可能エネルギーの導入状況、原発再稼働の状況、海外からの資源調達コストの状況、高効率火力の技術開発の見通しなどを見極めて示すこととしているが、再生可能エネルギーについては、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準(※)を更に上回る水準の導入を目指」すことをエネルギー基本計画に明記。</p> <p>※2009年8月に策定した「長期エネルギー需給見通し(再計算)」(2020年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は最大導入ケースにおいて13.5%(1,414億 kWh))及び2010年6月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030年のエネルギー需給の姿」(2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約2割(2,140億 kWh))。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)がはかられ、再生可能エネルギーの導入が更に促進する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p>	<p>適用件数 平成24年度(実績) 17,410件 平成25年度見込み 103,064件 平成26年度見込み 103,074件</p> <p>※FITによる認定を受けて運転を開始した件数又は開始が見込まれる件数(太陽光10kW以上及び風力1万kW以上)</p>
		<p>② 減収額</p>	<p>平成23年度 232億円(2億円) 平成24年度 271億円(181億円) ※グリーン投資減税の対象設備全体の減収額。上記適用実態調査結果にはグリーン投資減税とエネ革税制の両方が記載されているので、あわせて示す。なお、括弧書きはグリーン投資減税のみの減収額。</p>
		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年～平成25年) 再生可能エネルギー導入量は順調に増加しており、その推移は下記のとおり。</p> <p>再生可能エネルギー累積導入量(設備容量:kW) 2011年度 1,860万kW 2012年度 2,242万kW 2013年度 2,960万kW</p> <p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p> <p>太陽光発電累積導入量(設備容量:kW) 2011年度 531万kW 2012年度 728万kW 2013年度 1,432万kW</p>

(出典：資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)

風力発電累積導入量 (設備容量：kW)

2011年度 256万kW

2012年度 264万kW

2013年度 269万kW

(出典：資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成25年)

グリーン投資減税の創設当時、目標で示された「再生可能エネルギー導入量の約1%」を「2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合21%(長期エネルギー需給見通し)」の内の1%であるとする、達成すべき数値は以下のとおり。

$$2,140 \text{ 億kWh} \div 21 = 102 \text{ 億kWh}$$

これを平成25年度から平成27年度の3年間で達成することとしている。平成25年度の導入実績を発電電力量に換算すると以下のとおり。

$$\text{太陽光} : 704 \text{ 万kW} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \times 0.12 = 74 \text{ 億kWh}$$

$$\text{風力} : 5 \text{ 万kW} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \times 0.2 = 8,700 \text{ 万kWh}$$

上記約75億kWhのうちグリーン投資減税の直接的な寄与度はアンケート結果等より約3割と想定されることから、 $75 \text{ 億kWh} \times 0.3 = 22.5 \text{ 億kWh}$

従って、3年間のうち最初の1年では目標の約22%を達成した状況といえる。今後はより一層の加速的導入が必要である。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成25年度)

上記計算結果から、平成25年度の即時償却の効果は22億kWhと見込まれることから、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の発電電力量が導入されないことが想定される。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成23年度～平成25年度)

本措置により太陽光及び風力発電設備等のエネルギー環境負荷低減推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある。平成25年度の委託調査でFIT認定事業者に対して実施したアンケート結果によると、事業者の約4割がグリーン投資減税を投資インセンティブとして重視しており、特に即時償却の効果としてはFIT開始後から平成25年度末まで

			に約 27,000 件、約 4,000 億円の投資誘因効果があったと試算できるため、今後も同程度の効果が見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	エネルギー関連投資の促進支援は広く事業者全般を対象とすべきものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず利用可能な税制による措置をもって進めることが適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制は補助金との併用が認められていない。よって、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。 また、固定価格買取制度と本税制措置との関係では、固定価格買取制度はランニングコスト支援、税制は設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)と役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月